

日本赤十字豊田看護大学 研究活動不正行為防止規程

(目的)

第1条 この規程は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年8月26日 文部科学大臣決定)の趣旨を踏まえ、日本赤十字豊田看護大学(以下「本学」という。)における研究活動不正行為防止に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「不正」とは故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる不正行為をいい、また投稿論文など発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の次に掲げる行為をいう。

(1) 捏造

存在しないデータ、研究結果等を作成することをいう。

(2) 改ざん

研究資料、機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

(3) 盗用

他の研究者のアイデア、分析、解析方法、データ、研究成果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。

2 この規程において「研究者」とは、教員、学生その他本学において研究活動に従事するすべての者をいう。

3 この規程において「配分機関」とは、文部科学省、文部科学省が所管する独立行政法人をいう。

(学長の責務)

第3条 学長は、本学における不正行為の防止等に関して総括するとともに、本学における不正行為に厳正かつ適切に対応するための措置を講ずる。

(事務局長の責務)

第4条 事務局長は、当該学部における不正行為を防止するための適切な措置を講ずるとともに、当該部局等における不正行為に厳正かつ適切に対応するための措置を講ずる。

(研究倫理教育責任者)

第5条 広く研究活動にかかわる研究者へ研究者倫理に関する規範意識を徹底して教育し、また、本学の学生を対象に定期的に研究倫理教育をする者として研究倫理教育責任者を置き、研究倫理委員会委員長をもって充てることとし、学内外に職名を公表する。

(研究データ等の保存・開示)

第6条 研究のために収集または生成した資料、情報及びデータ等を一定期間（5年間）保存し、開示の必要性及び相当性が認められる場合は、これを開示しなければならない。ただし、関連する法令または関係規程等に保存期間の定めのある場合は、それらに従うものとする。

(告発等の受付)

第7条 研究活動に係る不正行為に関する告発に対応するため、「告発窓口」を設置し、研究倫理委員会及び事務局総務課（以下「告発窓口」という。）が担当する。

2 告発の方法は、電子メール、書面、電話、FAX、面談の何れかによるものとし、原則として告発した者（以下「告発者」という。）の氏名、所属、住所等並びに研究者等の不正行為の実態及び内容が明示されたものを受理する。ただし、告発者はその後の調査において氏名の匿名を希望することができる。この場合において、当該告発者に対して本規程に規定する通知、報告は告発窓口を通じて行う。

3 告発窓口は、匿名による告発があったときは、研究者の不正行為の実態及び内容が明示され、かつ、証拠書類等の添付により相当の信憑性があると思われる場合に限り受理する。この場合において、当該告発者に対しての本規程に規定する通知、報告は行わない。

4 新聞等の報道機関、研究者コミュニティ又はインターネット等により、不正行為の疑いが指摘された場合（研究活動上の不正行為を行ったとする研究者又は研究グループ等の氏名又は名称、研究活動上の不正行為の実態その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されている場合に限る。）は、学長は、これを匿名の告発に準じて取扱うことができる。

(告発の相談)

第8条 研究活動上の不正行為の疑いがあると思料する者で、告発の是非や手続きについて疑問がある者は、告発窓口にご相談をすることができる。

2 告発の意思を明示しない相談があったときは、告発窓口は、その内容を確認して相当の理由があると認めたときは、相談者に対して告発の意思の有無を確認するものとする。

- 3 相談の内容が、研究活動上の不正行為が行われようとしている、または研究活動上の不正行為を求められている等であるときは、告発窓口は、学長に報告するものとする。
- 4 第3項の報告があったときは、学長は、その内容を確認し、相当の理由があると認めたとときは、その報告内容に係る者に対して警告を行うものとする。

(告発窓口の職員の義務)

- 第9条 告発の受付に当たっては、告発窓口の職員は、告発者の秘密の遵守その他告発者の保護を徹底しなければならない。
- 2 告発窓口の職員は、告発を受け付けるに際し、面談による場合は個室にて実施し、書面、ファクシミリ、電子メール、電話等による場合はその内容を他の者が同時及び事後に見聞できないような措置を講ずるなど、適切な方法で実施しなければならない。
 - 3 前2項の規定は、告発の相談についても準用する。

(告発者の保護)

- 第10条 事務局長は、告発をしたことを理由とする当該告発者の職場環境の悪化や差別待遇が起きないようにするために、適切な措置を講じなければならない。
- 2 本学に所属する全ての者は、告発をしたことを理由として、当該告発者に対して不利益な取扱いをしてはならない。
 - 3 学長は、告発者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、日本赤十字豊田看護大学就業規則（以下「就業規則」という。）に従って、その者に対して処分を課することができる。
 - 4 学長は、悪意に基づく告発であることが判明しない限り、単に告発したことを理由に当該告発者に対して解雇、配置換え、懲戒処分、降格、減給その他当該告発者に不利益な措置等を行ってはならない。

(被告発者の保護)

- 第11条 本学に所属する全ての者は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、当該被告発者に対して不利益な取扱いをしてはならない。
- 2 学長は、相当な理由なしに、被告発者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、就業規則に従って、その者に対して処分を課することができる。
 - 3 学長は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、当該被告発者の研究活動の全面的な禁止、解雇、配置換え、懲戒処分、降格、減給その他当該被告発者に不利益な措置等を行ってはならない。

(悪意に基づく告発)

- 第12条 何人も、悪意に基づく告発を行ってはならない。本規程において、悪意に基づく告発とは、被告発者を陥れるため又は被告発者の研究を妨害するため等、専ら被告発者に何らかの不利益を与えること又は被告発者が所属する組織等に不利益を与えることを目的とする告発をいう。
- 2 学長は、悪意に基づく告発であったことが判明した場合は、当該告発者の氏名の公表、懲戒処分、刑事告発その他必要な措置を講じることができる。

(報告等)

- 第13条 告発窓口不正行為に関する告発があったときは、窓口担当者は、学長及び部局等の長、研究倫理委員会委員長に速やかに報告する。

(予備調査委員会)

- 第14条 予備調査委員会は、当該告発の合理性、調査可能性等について検討する。
- 2 予備調査委員会は、次に掲げる者をもって構成する。
- (1) 研究倫理委員会委員長
- (2) 学長が指名する者 若干名
- 3 予備調査委員会は、告発を受けてから30日以内に、当該事案について本調査を実施するか否かを、学長に報告する。
- 4 学長は、前3項の報告に基づき、調査を実施することを決定した場合、調査の開始を告発者並びに当該告発の対象となった教職員(以下「被告発者」という。)に通知するものとし、調査を実施しない場合は調査しない旨をその理由と併せて告発者に通知する。

(調査委員会)

- 第15条 学長は、前条第4項において調査の実施を決定した場合、研究活動の不正行為に係る調査委員会(以下「委員会」という。)において速やかに事実関係を調査させなければならない。また、委員は、告発者、被告発者と直接の利害関係を有しない者とする。
- 2 委員会の委員過半数は本学に属さない外部有識者でなければならない。
- 3 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。
- 4 委員長は、学長をもって充てる。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
- (1) 委員長が指名する者
- (2) 事務局長
- (3) 研究倫理委員会委員長

(4) その他委員長が必要と認めた者

(守秘義務)

第16条 この規程に定める業務に携わる全ての者は、その職務に関し知り得た情報を他に漏らしてはならない。職員等でなくなった後も、同様とする。

(調査の実施)

第17条 委員会は、本調査の実施の決定があった日から起算して30日以内に、本調査を開始するものとする。

- 2 委員会は、告発者及び被告発者に対し、速やかに、調査を行うことを通知し、調査委員の氏名や所属を通知する。
- 3 前項の通知を受けた告発者又は被告発者は、当該通知を受けた日から7日以内に、書面により、委員会に対して調査委員会委員に関する異議を申し立てることができる。
- 4 委員会は、前項の異議申立てがあった場合は、当該異議申立ての内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る調査委員会委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知する。
- 5 調査の実施に際し、被告発者に対し関係資料の提出、事実の証明、事情聴取その他調査に必要な事項を求めることができる。
- 6 告発者は、告発に基づく調査への協力を理由として、人事、給与、研究又は教育上のいかなる不利益も被らない。
- 7 告発によりその対応に当たるすべての者は、告発者、被告発者等その他当該調査に協力した者の名誉及びプライバシーが侵害されることのないよう十分に配慮しなければならない。
- 8 委員会は、被告発者による弁明の機会を設けなければならない。
- 9 学長は、被告発者に対し、調査中、調査対象制度の研究費の使用停止を命ずる。

(調査への協力等)

第18条 被告発者は、委員会による事実の究明に協力し、虚偽の申告をしてはならない。

(証拠の保全)

第19条 委員会は、本調査を実施するに当たって、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料及びその他関係書類を保全する措置をとるものとする。

- 2 告発された事案に係る研究活動が行われた研究機関が本学でないときは、委員会は、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料及びその他関係書類を保全する措置をとるよう、当該研究機関に依頼するものとする。

- 3 委員会は、前2項の措置に必要な場合を除き、被告発者の研究活動を制限してはならない。

(認定の手続き)

第20条 委員会は、本調査を開始した日から起算して150日以内に調査した内容をまとめ、不正行為が行われたか否か、不正行為と認定された場合はその内容及び悪質性、不正行為に関与した者とその関与の度合、不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割、その他必要な事項を認定する。

- 2 前項に掲げる期間につき、150日以内に認定を行うことができない合理的な理由がある場合は、その理由及び認定の予定日を付して学長に申し出て、その承認を得るものとする。

- 3 委員会は、不正行為が行われなかったと認定される場合において、調査を通じて告発が悪意に基づくものであると判断したときは、併せて、その旨の認定を行うものとする。

前項の認定を行うに当たっては、告発者に弁明の機会を与えなければならない。

(認定の方法)

第21条 委員会は、告発者から説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行うものとする。

- 2 委員会は、被告発者による自認を唯一の証拠として不正行為を認定することはできない。

- 3 委員会は、被告発者の説明及びその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いを覆すことができないときは、不正行為と認定することができる。保存義務期間の範囲に属する生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬及び関係書類等の不存在等、本来存在すべき基本的な要素が不足していることにより、被告発者が不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも、同様とする。

(調査結果の通知及び報告)

第22条 学長は、速やかに、調査結果（認定を含む）を告発者、被告発者及び被告発者以外で研究活動上の不正行為に関与したと認定された者に通知するものとする。被告発者が本学以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。

- 2 学長は、前項の通知に加えて、調査結果を当該事案に係る配分機関に報告するものとする。

- 3 学長は、悪意に基づく告発との認定があった場合において、告発者が本学以外の機関に所属しているときは、当該所属機関にも通知するものとする。

(不服申立て)

- 第23条 研究活動上の不正行為が行われたものと認定された被告発者は、通知を受けた日から起算して14日以内に、委員会に対して不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。
- 2 告発が悪意に基づくものと認定された告発者(被告発者の不服申立ての審議の段階で悪意に基づく告発と認定された者を含む。)は、その認定について、第1項の例により、不服申立てをすることができる。
 - 3 不服申立ての審査は、委員会が行う。学長は、新たに専門性を要する判断が必要となる場合は、調査委員の交代若しくは追加、又は委員会に代えて他の者に審査をさせるものとする。ただし、委員会の構成の変更等を行う相当の理由がないと認めるときは、この限りでない。
 - 4 前項に定める新たな調査委員は、第15条第2項及び第4項並びに第5項に準じて指名する。
 - 5 委員会は、当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合には、直ちに、学長に報告する。報告を受けた学長は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。その際、その不服申立てが当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とするものと委員会が判断した場合は、以後の不服申立てを受け付けないことを併せて通知するものとする。
 - 6 委員会は、不服申立てに対して再調査を行う旨を決定した場合には、直ちに、学長に報告する。報告を受けた学長は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。
 - 7 学長は、被告発者から不服申立てがあったときは告発者に対して通知し、告発者から不服申立てがあったときは被告発者に対して通知するものとする。各々が本学以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。また、その事案に係る配分機関へ併せて通知する。不服申立ての却下又は再調査開始の決定をしたときも同様とする。

(再調査)

- 第24条 前条に基づく不服申立てについて、再調査を実施する決定をした場合には、委員会は、不服申立人に対し、先の調査結果を覆すに足るものと不服申立人が思料する資料の提出を求め、その他当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求めるものとする。
- 2 前項に定める不服申立人からの協力が得られない場合には、委員会は、再調査を行うことなく手続を打ち切ることができる。その場合、委員会は直ちに学長に報告する。報告を受けた学長は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。
 - 3 委員会は、再調査を開始した場合には、その開始の日から起算して50日以内に、

先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに学長に報告するものとする。ただし50日以内に調査結果を覆すか否かの決定ができない合理的な理由がある場合は、その理由及び決定予定日を付して学長に申し出て、その承認を得るものとする。

- 4 学長は、本条2項又は3項の報告に基づき、速やかに、再調査手続の結果を告発者、被告発者及び被告発者以外で研究活動上の不正行為に関与したと認定された者に通知するものとする。被告発者が本学以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。また、当該事案に係る配分機関に報告する。

(措置)

第25条 学長は、前条による報告に基づき、不正行為があったと認めたときは、その調査結果を告発者、被告発者に通知するとともに、関係機関に対しては、関係者の処分及び再発防止策等を加えて報告しなければならない。

- 2 学長は、前項による報告の結果、当該関係機関から不正行為に係る資金の返還命令を受けたときは、当該額を返還させるものとする。
- 3 学長は、不正行為があったと認定された論文等の取下げを勧告するものとする。
- 4 学長は、前条による報告に基づき、不正行為が認められなかったときは、その旨を告発者、被告発者に通知するとともに、必要に応じて告発者及び被告発者への不利益発生を防止するための措置を講じなければならない。

(懲戒)

第26条 調査の結果、不正行為の事実（告発が悪意に基づくものも含む）が認められた者については、就業規則に則り、懲戒を行うものとする。

(調査結果の公表)

第27条 学長は、前条の規定による措置のほか、不正行為があったと認められたときは、合理的な理由のため不開示とする必要があると認めた場合を除き、速やかに調査結果を公表する。

- 2 前項の公表における公表内容は、研究活動上の不正行為に関与した者の氏名・所属、研究活動上の不正行為の内容、本学が公表時までに行った措置等を含むものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、研究活動上の不正行為があったと認定された論文等が、告発がなされる前に取り下げられていたときは、当該不正行為に関与した者の氏名・所属を公表しないことができる。
- 4 研究活動上の不正行為が行われなかったとの認定がなされた場合には、調査結果を公表しないことができる。ただし、被告発者の名誉を回復する必要があると認め

られる場合、調査事案が外部に漏洩していた場合又は論文等に故意若しくは研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表するものとする。

- 5 前項ただし書きの公表における公表内容は、研究活動上の不正行為がなかったこと、論文等に故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものではない誤りがあったこと、被告発者の氏名・所属等を含むものとする。
- 6 学長は、悪意に基づく告発が行われたとの認定がなされた場合には、告発者の氏名・所属、悪意に基づく告発と認定した理由等を公表する。

(配分機関への報告及び調査への協力等)

第 28 条 本学は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関へ報告・協議しなければならない。

- 2 告発者の受付から 210 日以内に経緯・概要、調査、調査結果、調査機関がこれまでおこなった措置の内容、不正行為の発生要因と再発防止を含む最終報告書を配分機関に提出する。期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関に提出する。
- 3 調査の過程であっても、不正行為の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関へ報告する。
- 4 配分機関の求めに応じ、調査終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該配分機関に提出する。
- 5 調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じる。

(事務局)

第 29 条 委員会の事務局は総務課に置き、この事務を処理する。

(規程の改廃)

第 30 条 この規程の改廃は、経営会議の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、平成 27 年 8 月 24 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 1 月 24 日から施行する。